

## 消費生活協同組合模範定款例について（平成 12 年 1 月 7 日厚生省発社援第 4 号）

新旧対照表

新	旧
(役員の責任) 第25条 1～9 (略) 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 (1) 理事 次に掲げる行為 イ 法第31条の <u>9</u> 第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録 ロ～ハ (略) (2) (略)	(役員の責任) 第25条 1～9 (略) 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 (1) 理事 次に掲げる行為 イ 法第31条の <u>7</u> 第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録 ロ～ハ (略) (2) (略)
(利用分量に応ずる割戻し) 第69条 1～11 (略) (注) 1～3 (略) (注) 4 利用分量の割戻しは、施行規則第207条第 <u>7</u> 項の規定により、「領収書等によって確認することができる利用分量の	(利用分量に応ずる割戻し) 第69条 1～11 (略) (注) 1～3 (略) (注) 4 利用分量の割戻しは、施行規則第207条第 <u>2</u> 項の規定により、「領収書等によって確認することができる利用分量の

総額が、当該組合の事業総額の5割以上となったとき」でなければ行つてはならないものとされているので、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合にあっては、「この組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。」と規定するものであるが、当該施行規則に「事業別に利用分量割戻しを行おうとする場合にあっては、利用分量割戻しを行おうとする事業ごとに、同項の規定により交付された領収書等によって確認することができる利用分量の総額が、当該事業の事業総額の5割以上となったとき」は利用分量割戻しを行うことができる旨規定されているので、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあっては、「この組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。」と規定するものである。

(注) 5～8 (略)

総額が、当該組合の事業総額の5割以上となったとき」でなければ行つてはならないものとされているので、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合にあっては、「この組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。」と規定するものであるが、当該施行規則に「事業別に利用分量割戻しを行おうとする場合にあっては、利用分量割戻しを行おうとする事業ごとに、同項の規定により交付された領収書等によって確認することができる利用分量の総額が、当該事業の事業総額の5割以上となったとき」は利用分量割戻しを行うことができる旨規定されているので、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあっては、「この組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。」と規定するものである。

(注) 5～8 (略)

厚生労働省発社援 0312 第1号

消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき、平成 12 年 1 月 7 日厚生省発社援第 4 号「別添「消費生活協同組合模範定款例」」の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 12 日

厚生労働大臣 田 村 憲 久